

九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定(以下「協定」という。)の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(幹事県及び副幹事県等)

第2条 協定第3条第4項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第1のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災等をした場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時的幹事となる県として選定するものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第5項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第2のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第2条第7号に定める事項を併せて担当することとする。

(応援要請に係る手続きの細目)

第4条 協定第4条各項(第3項及び第6項を除く。)の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第4条第3項の規定に基づく応援要請に係る手続き等の細目は、協定第2条第1号から第6号までに規定するものについては応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県等は、協定第2条第7号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、必要とする応援の具体的内容を明らかにして要請を行うものとする。

4 前項の要請を受けた関係県は、応援の具体的内容を明らかにして被災県等に対して通知を行うものとする。

(経費の負担基準)

第5条 協定第6条第1項の規定に基づき応援を受けた県が支弁すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援した県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資、資機材の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料(被災者が負担すべきものを除く。)

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第6条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

(職員の公務災害補償)

第6条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成19年2月13日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任 期	幹 事 県	副 幹 事 県
平成 18 年度	長 崎 県	大 分 県
平成 19 年度	熊 本 県	宮 崎 県
平成 20 年度	大 分 県	鹿 児 島 県
平成 21 年度	宮 崎 県	沖 縄 県
平成 22 年度	鹿 児 島 県	山 口 県
平成 23 年度	沖 縄 県	福 岡 県
平成 24 年度	山 口 県	佐 賀 県
平成 25 年度	福 岡 県	長 崎 県
平成 26 年度	佐 賀 県	熊 本 県
平成 27 年度	長 崎 県	大 分 県

(注) 平成 28 年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福 岡 県	総 務 部	消防防災安全課生活安全室
佐 賀 県	統 括 本 部	消 防 防 災 課
長 崎 県	防災危機管理監	危機管理防災課
熊 本 県	総 務 部	危機管理・防災消防総室
大 分 県	生 活 環 境 部	防災危機管理課
宮 崎 県	危 機 管 理 局	危 機 管 理 室
鹿 児 島 県	危 機 管 理 局	危機管理防災課
沖 縄 県	知 事 公 室	防災危機管理課
山 口 県	総 務 部	防災危機管理課